

# 平成31年4月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <p>4. 閉 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 9名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 7番 綿貫幸進委員 9番大久保博司委員に決定した。</li> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 非農地判定について ・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について ・議案第 5 号 平成 30 年度の目標及びその目標達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。(午後 3時 45 分)</li> </ul>

議長

それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、異議はございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、および議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号3-1について、4月21日に吉田勝紀委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畠字渡戸原地内にございます。

譲受人は、申請地の隣接地に移住予定で、農業従事するために申請地を譲り受けるとの事です。

譲受人は農地の所有はないため、認められれば、下限面積の引き下げによる実績になります。

また、譲受人から、申請地に夏作としてナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、カボチャ等の露地野菜および柿、梅等の果樹の作付計画書が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。

譲受人の農作業への従事状況は、隣接地に移住予定のため常時管理できる

ことから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

続いて、整理番号5－1について、現地の状況を報告します。

申請地の東側は同時に農地法第3条の許可申請が出ている農地でございます。建物の配置図から、日照の問題は影響が無いと考えます。

周辺農地への影響についても特段ないものと考えます。

なお、申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、東京都豊島区在住のイベント運営会社の会社員です。申請地隣接地に飯能住まい制度を利用して、移住した後に、同制度の農地取得型として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、カボチャ等の露地野菜と、梅や柿の作付計画が提出されています。九州の実家では果樹園の手伝いをしていましたとのことです。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので全く問題ございません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台と、その他必要な農機具を所有しております。また居住地には農業用倉庫を建築予定であり、今後も隨時農機具等を補填していくとのことです。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足

説明します。

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都豊島区内の賃貸アパートにて妻と子の三人の子供で生活をしております。

以前から農地を取得して耕作したいと考えており、将来的に二人目の子供の事を考えると家も手狭なため転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

優良田園住宅制度としては12件目の認定となります。類型は農地取得型での利用となります。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等を自己資金、金融機関からの融資、親族からの融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1および議案第2号 農地法第5条の規定

	による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
2番	整理番号3－1について、譲受人は農業経営を開始したいということであります。飯能住まい制度の農地利用型の実績は初めてになりますか。
議長	2件目です。
2番	現在は会社に勤めながら農作業に従事すると考えられますが、将来的には専業農家となる意志はありますか。
議長	現時点では専業農家を目指す意向は示されていません。本申請に際しては、申請人の妻の実家が果樹園農家をしており、農業の実務経験があるため、農業に興味を持つに至ったとのことです。 他にございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
議長	続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	農地法第3条の整理番号3－2について、4月21日、吉田勝紀委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字上直竹下分字郷戸地内にある畠1筆600m<sup>2</sup>で、現況はネギ、ジャガイモ、タマネギ、ノラボウなどが作付けされています。

譲受人の農地の所有面積は501m<sup>2</sup>、借り受けている面積が3,038m<sup>2</sup>で、合計面積が3,539m<sup>2</sup>です。

申請された農地は、譲渡人から農地を譲り受け、農業経営を拡大したいとのことでと申請されたものです。

また、作付け計画が提出されていることから、申請地取得後も適正に管理されると考えています。

譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については申請地が自宅に隣接しています。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転について、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字上直竹下分にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、路地野菜を中心に作付けしております。

所有農地501m<sup>2</sup>および借受農地3,038m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、自宅に隣接していますので、全く問題ありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台、草刈機2台を所有しており、その他の必要な農機具と農業用倉庫を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5a

を申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。  
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、私からは特にございません。  
ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、関連する事項がございますので、あわせて整理番号3-4とあわせて審議したいと思いますが、異議はございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。  
それでは整理番号3-3と3-4をあわせて審議いたします。  
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。  
地区担当の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

今回の案件については、昨年度も審議された案件でございます。  
申請地は大字平松字西原地内でございます。  
農地の現況はすでに耕されており、ナス、ジャガイモ、ノラボウが作付けされています。  
譲受人は、大字双柳等で農業経営をしている方で、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。  
譲受人の農地所有面積は5, 900m<sup>2</sup>と借受面積780m<sup>2</sup>の合計経営面積6, 680m<sup>2</sup>です。  
また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されていることから、申請

地取得後も耕作されると考えられます。譲受人の農作業への従事状況は、経営管理に従事しており、雇用労働力として3名雇用しています。他の農地の果樹については生育途中ですが、肥培管理は適正に行われています。現在の経営形態であれば、申請地取得後も適正に管理されると考えられます。

また、通作については自宅から約10分とのことで通作可能と思われます。

なお、申請地は昨年懸案になっていた場所ですので、十分な審議が必要かと思います。

続いて、整理番号3-4についても同じ状況です。

場所は、飯能市大字平松字東原地内です。以前も申請が出た場所ですが、畠1筆786m<sup>2</sup>で、現況は草が刈りとられていました。また、ミカンがすでに植えられている状況でした。

また、先ほどの案件同様、十分な審議が必要ですので、皆様のご意見をいただければと存じます。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳ほかにて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、果樹、露地野菜を中心に行なっております。

所有農地5,900m<sup>2</sup>および借受農地780m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、申請地まで車で約10分ですので、営農には問題ないと考えられます。また、労働者として3名雇用しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、除草機械1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者およびその雇用労働者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳ほかにて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、果樹、露地野菜を中心に行なっています。

所有農地5,900m<sup>2</sup>および借受農地780m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、申請地まで約10分ですので、営農には問題ないと考えられます。また、労働者として3名雇用しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けたため申請するものです。

申請年月日は、平成31年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、除草機械1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者およびその雇用労働者が當時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

議長 同行して調査していただきました、山下富司委員何かございますか。

10番 所有農地の耕作状況と、提出された営農計画から判断するとともに、事務局の補足説明を参考にしたうえで、果樹について発議させていただきます。

平成30年度7月総会で不許可の際に提示した事由は概ね解決しているかと思われます。

しかしながら、成木に至らない段階で果樹による営農拡大を認め続けることには疑問を感じます。そのため今後の営農拡大時の審議課題として次の2点の条件を付す事が望ましいと考えます。

1つめは、譲受人が今後、果樹による営農拡大をすることについては、既存の集積農地に植樹した果樹が全面的に成木となり、客観的に見て営農拡

大の必要性があると判断されるまで、果樹による営農拡大は認めないことが良いかと思います。

2つめは、今回の申請を含めた営農拡大による許可申請時に提出された営農計画と異なる作付けをする際には事前に農業委員会に相談してもらいたいと思います。特に露地野菜から果樹への転作が生じた場合は1つめの条件と同様に問題があるとみなすことです。

以上2点を許可する際に条件として付することが望ましいと考えます。

議長

同行して調査していただきました、都築敏夫推進委員何かござりますか。

推6番

綿貫幸進委員の報告のとおりでございます。整理番号3-3の申請地は適切に管理されており、作付けもされておりました。

また、所有農地については、耕うんされた後に、低い草が生えている場所がありました。果樹は数本植えてある状況でした。

整理番号3-4についても果樹の苗木が適度な間隔で植えられていました。

隣接している所有農地は、昨年問題になりましたが、今回は果樹が適度な間隔で植えられていました。

また、山下富司委員の発言は賛成できるところであります。

議長

同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員何かござりますか。

推8番

今回の2つの案件は、昨年も出ておりましたが、その際は既存所有農地が適切に管理されていないということで保留となった所です。また、前回は果樹が枯れているなどの課題がありましたが、今回は植え直してあるという状況もありますので、今回の案件は認めないというわけにもいかないかと思います。

そのため、条件付きで許可することが良いのではないかと思います。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3および議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

2番

申請者が所有している農地で形状が斜面となっている場所がございましたが、現状ではどのようになっていますでしょうか。

事務局

昨年度は梅が10本植えられていたが、今回は44本梅が植えられ

	いました。このように是正され、適正に管理されていると思われます。
2番	<p>農業委員会が許可した後に耕作放棄地になってしまった場合は、問題であるので、継続して指導していくべきであると思います。</p> <p>また、ある程度の条件を付ける必要はあると思います。</p>
事務局長	肥培管理が重要なポイントになります。肥培管理をして果樹の苗木を育てているという点についても確認していく必要があると思います。
議長	その他、質問はございますか。
5番	果樹経営をしているものとして、成木になってもきちんと管理をしていかないと、病気の発生源になるので、その辺の管理もしっかりと監視する必要があると感じました。
議長	その他、質問はございますか。
	【なしの声あり】
議長	山下富司委員から発議のあった許可の際に条件を付する事について、事務局から意見はありますか。
事務局	<p>山下富司委員から発議のありました農地法第3条の許可の際に条件を付するところは、農地法第3条第5項「第1項の許可は、条件をつけてすることができる」とあります。</p> <p>条件の内容に関しては次のとおりです。</p> <p>1つ目については、営農計画とおり果樹が全面的に成木に至らない場合は、農地法第3条の許可要件となる農地法第3条第2項第1号により、現在の労働員数による営農状況から鑑みて、申請地を取得しようとする者、又はその世帯員等の耕作の事業に必要な農作業に従事する数等が不足、並びに申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められず、営農計画および営農能力の不備と考えられ、今後の営農拡大について条件を付する事は問題ないと思われます。</p> <p>2つ目については、露地野菜等の他の作付計画の提出による農地取得後に、果樹に転作する事は1つめの条件との整合性から同様の理由により条件を付する事は問題ないと思われます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	それから、ご意見がありました、病害虫管理を条件として入れた方が良い

	という話がありました。
事務局長	<p>そのご意見については、もう少し議論をしていただきたいところです。今回は申請人の過去の経緯から条件を付す形になります。</p> <p>どこまで病害虫管理をすれば認められるかなど、今後許可する際の考え方の整理も必要かと思われます。また、既存の農家さんの営農状況などを含めて、本案件の申請人のみ条件を付すのは合理性を欠く場合もあるかと思われますので、慎重に議論をしていただければと存じます。</p>
2番	<p>病害虫の防止について、除草剤を使ってどうとか消毒を使ってはいけないとか、そういう話になるのは難しい面もあります。その部分で条件として付すのはなかなか難しいように思われます。現状では注意勧告というところでどうでしょうか。</p>
事務局長	<p>事務局の案とすれば、病害虫を含めた肥培管理とすれば、付すことに問題はないかと思いますが、病害虫管理自体を許可条件とした場合、薬剤の散布量などを農業委員会としても確認するようになるかと思います。成木になるなど目で見て分かるものは判断材料になると思われます。</p>
5番	<p>果樹の病気については、近隣にあるとそこから他の場所へも移ってしまい、地域に蔓延してしまいます。特に、放任園があるとそこから止められなくなります。</p> <p>果樹が放任になった時の扱いが問題になりますが、ただその対策は難しいと思います。</p> <p>そのため、所有している方が責任を持つといいますが、所有している方がその園に対して、責任を持ってもらえるような形になれば良いと思います。</p>
事務局長	<p>許可条件の内容として、病害虫を防止することについて、条件を入れることはできると思いますが、実行しない場合には、次の申請ができないとなると、その確認を農業委員会がすることになります。必要な措置だとは思いますが、確認が難しいという中では、次の許可案件についてまでは踏み込めないと思います。</p> <p>以上の点を踏まえ、許可条件の詳細については、会長と相談をさせていただき、決定させていただきたいと思います。</p> <p>また、申請者につきましては、技術的に足りない部分もあると思いますので、関係機関にも技術支援をしていただくようにすることも検討したいと思います。</p>
議長	適切な肥培管理と病害虫の防止ということで、詳細な文面は私と事務局

に一任していただくことでよろしいでしょうか。

【異議なし】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3および3-4について、山下富司委員が発議した条件を付して許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については条件を付して許可するものとします。

続きまして、議案第3号 非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

それでは議案第3号 非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

事務局

それでは、議案第3号 非農地判定について、補足説明いたします。

今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区、吾野地区、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は3地区合計18筆、9,261m<sup>2</sup>です。意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)については、資料のとおりです。3地区合計18筆、9,261m<sup>2</sup>が、非農地判定の対象となります。

非農地判定方法については、前回までの判定方法から変更はございませんので、省略させていただきます。

判定がAからCまでで、重機の進入又は継続的営農のどちらかが「不可」となった場合には、今後、農地への原状回復が困難であり、原状回復されたとしても、継続的な営農が見込めないということになり、非農地判定の対象となります。この対象農地について、影響がすべてなく、非農地とすることで問題が生じないと判断された農地について、非農地の判定をしてよろしいか、お諮りするものです。

なお、現地調査の結果、C判定未満とされた農地、植林等はされているものの同農地の一部に建築物等の違反転用が確認された農地については、非農地判定はできないものとしています。また、周辺への農地の影響につきましては、周辺農地が、調査時点ですでに赤判定となっている場合には、影響がないものと判断することとしています。

	説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。お一人ずつ、ご報告いただきたいと思います。 まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	調査場所は木が生えており、進入できず、非農地としてやむなしと判定しました。
議長	続いて吾野地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。
5番	現地は木が何本か生えており、また、かなりの傾斜地となっていることもあり、非農地として判定しました。
議長	続いて南高麗地区担当委員は私ですので、代わって内野推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	全部で15筆確認しました。そのうち大字上畠、大字下畠にはいわゆる谷津田で調査が大変な場所がありました。また、重機も入れず、とても耕作できる場所で無いため、非農地として判定しました。
議長	同行して調査していただきました柏崎光一推進委員、大野次夫推進委員、それぞれ何かござりますか。
推5番	調査場所は、河川の法面であり、一部河川が蚕食しているため、とても畠になるという場所ではありませんでした。
推3番	特にありません。
議長	調査地には、行きつくまでが藪の状態の所もありました。また、イノシシの遊び場のような状態で、農地として再開できる状態ではなく、非農地にせざるを得ない状況でした。 それでは、ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
10番	非農地判定はまだ行われるのでしょうか。

事務局	今後も出る可能性があります。
議長	他にございませんでしょうか。 無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については対象地は全て非農地とすることといたします。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第4号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 以上です。 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 第1番の方は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、同年4月から飯能市で新規就農した方です。 経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー他の露地野菜でございます。 販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。 続いて、第2番の方は、平成27年3月に埼玉県農業大学校を卒業され、営農拡大を目指すには法人化が良いと判断し、平成28年7月に現在の農業法人を設立されました。 経営作物としては、主にさつまいもでございます。 販売方法としては、JAいるま野への出荷、レストランでのさつまいもを使ったスイーツやランチの提供、畑での焼き芋販売などを行っております。 続いて、第3番の方は、平成29年12月の総会時に紹介をさせていただいた方で、バラの苗を栽培し、販売しています。平成29年に開催されたコンクールにおいて、金賞を受賞されました。 販売方法としては、インターネットでの販売を行っております。 続いて、第4番の方は、土地所有者の希望により1年間での更新となります。 なお、今回の案件は全て更新の方々です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

1番 2番の方について、主として農業を従事する者は、本人だけということになりますか。

事務局 2番の方のご主人は、農業関係の仕事をしている方で協力をしていただいているます。

議長 その他ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長 なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、議案第5号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてについて審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 なしとのことですので、原案のとおりとすることで賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成でございますので、(案)を外し公表することといたします。  
続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

**【なしの声あり】**

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、平成31年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。

# 令和元年5月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <p>4. そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 10番 山下富司委員 1番 松本健一委員に決定した。</li> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> <p>【 1 】 農地の権利取得における下限面積の設定について ・次回 6 月総会での議案審議に先立って、事務局より平成 27 年 6 月総会以降の 3 条取得の状況や近隣市の状況等について説明を行った。</p> <p>【 2 】 令和 2 年度農林関係税制改正に関する要望について ・意見が出なかつたため、意見なしで報告することに決定した。</p> <p>【 3 】 平成 31 年度以降の次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する留意事項等につ</p> </ul>

	<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局より資料に基づいて説明を行った。</li></ul> <p><b>【4】2020年度県農地利用最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・意見が出なかったため、意見なしで報告することに決定した。</li></ul> <p><b>【5】農地利用状況調査について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用状況調査を7月から11月まで実施することとした。また事務局から利用状況調査に関連し、調査員4名、事務員1名の募集を行うことを報告した。</li></ul> <p><b>【6】農地利用最適化活動活性化研修会</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局より開催日、会場などについて説明を行った。</li></ul> <p>5. 閉　　会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会長職務代理より閉会を宣言した。　(午後3時00分)</li></ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



議長	それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	整理番号3-1について、5月23日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字落合字宮下地内にある、田409m <sup>2</sup> です。 譲受人は、大字落合で農業経営をしており、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。 譲受人の自作農地面積は12,774m <sup>2</sup> です。 また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。 譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については自宅から車で10分ほどとのことです。 以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字落合にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。 譲受人は、露地野菜や水稻を中心に行なっています。 自作農地12,774m <sup>2</sup> については、適性に管理されております。 また、通作に関してですが、車で10分程度ですので、容易にできると考えます。 こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年5月7日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、冷蔵庫3台、耕うん機6台、軽自動車1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番 状況については大久保博司委員の説明のとおりです。申請地は既存の農地と隣接しており、農地取得によって利便性が高まると思われますので、特段問題ないと思われます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号 農地法第3条の整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

#### 【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたしました。

	<p><b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>整理番号5-1について、5月25日に石田常夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は飯能市大字永田字久保地内にございます。 農地の現況ですが、何も栽培されておらず、多少草が生えておりました。 譲受人である当該幼稚園では現在園児数が240名おり、園の行事を行うには現在の敷地では手狭であるため、隣接する農地所有の方に協力を呼び掛けたところ、譲っていただけたことになったとのことです。 周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。 申請人は、市内の学校教育法人です。 申請地に隣接した現在の運動場が運動用具の配置やリレー等の園児に関する事業運営を行っていくうえで手狭な状態であることから、申請地を譲り受け、運動場を拡張したく申請をされたものです。 申請年月日は、令和元年5月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりま</p>

せん。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。

推1番 中里元委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について地区担当委員の中里元委員より現地調査をお願いいたします。

6番 整理番号5-2について、5月25日に石田常夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字永田字峰ヶ谷戸地内にございます。

農地の状況は、何も栽培されておらず、更地となっております。

当地には幼稚園とケアハウスが併設されており、現在借用している駐車場は借り入れ当初から満車状態にあり、そのうち特に園児を迎える保護車

	用の駐車スペースが足りなくなっていたところ、隣接地が借りられることになったことから、申請に至ったということです。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、市内の学校教育法人です。</p> <p>申請者が利用している申請地に隣接した駐車場が、従業員用スペースおよび施設利用者用スペースともに不足している状態にあります。こうした課題を解消すべく、申請地を利用して駐車場を拡張したく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和元年5月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	中里元委員の説明のとおりです。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可べきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号1番について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。 この場合における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。 申請地は相続人の住宅から車で5分ほどの距離にあり、計7,501m <sup>2</sup> の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化調整区域内にある農

地です。

現状については、お茶やジャガイモおよびレタス等の露地野菜が作付けされるとともに耕うんがされており、良好に管理されていました。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。山下富司委員に調査報告をお願いします。

10番

5月22日、綿貫幸進委員と柳戸光重推進委員、都築敏夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、飯能市大字双柳字水窪および上ノ台地内にある畠9筆7,501m<sup>2</sup>で、現況はレタス、ジャガイモ、茶等が栽培されておりました。

相続人は、大字双柳で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から車で5分とのことです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

同行して調査していただきました、綿貫幸進委員、何かございますか。

7番

山下富司委員の報告のとおりです。本人もやる気があると聞いているので、問題ないかと思われます。以上です。

議長

同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員、何かございますか。

推8番

山下富司委員、綿貫幸進委員の報告のとおりで、申請者は農協の直売所で一緒にあります。一生懸命行っていますので、特に問題ないかと思います。以上です。

議長

同行して調査していただきました、都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番

私も現地を見させていただきましたが、お茶、ジャガイモ等を栽培しており、また、栽培していないところも耕うんされていたので、問題ないと思います。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【特になし】

議長

無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

第1番の方は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、同年4月から飯能市に新規就農した方です。

経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリーの他の露地野菜でございます。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。

続いて、第2番の方についてです。

山梨県立農業大学校を卒業後、同県のハーブ園にて農業経営を学び、現在、化学肥料は一切使わない有機栽培を行っております。

経営作物としては、主にラベンダー、レモングラス、ミント、エキナセア等のハーブです。

販売方法としては、ハーブ茶として、知り合いを通じて仲間へ卸したり、インターネット販売をしております。

続いて、第3番の方についてです。

本年1月の総会時に紹介をさせていただいた方で、現在、所沢市で有機栽培による野菜のセット販売を行っており、今回新たに飯能市で就農する方です。

経営作物としては、にんじん、大根、きゅうり、ナス等の様々な品種の野菜です。

販売方法としては、野菜のセット販売として、少量多品目の定期宅配、定期発送をしております。

現在、所沢市在住ですが、今後自宅を売却し、飯能市営の団地に移住予定と聞いております。

続いて、第4番の方についてです。

大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畠地内にて農業経営を行っております。

建設資材のリース業を行っているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法により栽培を行っております。

なお、今回の利用権は、第1番の方のみ更新で、他の方々は全て新規です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

2番 第3番の方は、所沢市に住んでいるとのことですが、通いで行うのですか。

事務局 現在は所沢市に住んでおり、当面は通いとなりますが、早ければ7月には飯能市に転入できる見込みです。

議長 その他何かございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、承認することいたします。  
続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認

していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を閑谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和元年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。

# 令和元年6月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 2番 山下敏郎委員 3番 関谷英男委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 3 号 農地の権利取得における下限面積の設定について</li> <li>・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設の届出について</li> <li>・報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より制度概要について説明し、農業委員、推進委員ともに全員加入することに決定した。</li> </ul> <p>【2】農業者年金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より農業者年金について説明し、加入推進名簿の確認を行った。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3時 25分)</li> </ul>

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p>
	<p>【委員1名 退席】</p>
議長	<p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>整理番号3-1について、6月24日に柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字双柳字下宿地内にございます。</p> <p>畠1筆614m<sup>2</sup>で、綺麗に耕うん管理されておりました。</p> <p>譲受人は、大字双柳で農業経営をしている方で、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。</p> <p>また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。なお、計画ではブドウとなっております。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩1分です。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明い</p>

いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、ブドウおよび梨、キウイフルーツを中心に行付けております。

所有地はございません。農地法第2条第2項の規定により当該親族の行う耕作または養畜の事業に従事するその他の二親等内として同一世帯の父親が該当するため、父親の所有している農地も經營農地とみなします。父親が所有する14, 148m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分程度ですので、通作可能にも適しています。

こうしたところから、申請農地を譲り受けたため申請するものです。

申請年月日は、令和元年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕耘機1台、草刈機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と同一世帯の父親の所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました柳戸光重推進委員、何かございますか。

推8番

状況については山下富司委員の説明のとおりですが、申請地の隣でブドウと茶が栽培されています。今回、申請人は営農拡大を目的に申請されるということですので、特段問題ないとと思われます。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号農地法第3条の整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

**【なしの声あり】**

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名には入室していただきます。

**【委員1名 入室】**

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

説明は以上です。

議長 それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 整理番号5－1について、6月23日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字赤沢字赤沢原地内にございます。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周りは住宅に囲まれた場所であり、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、狭山市で飲食店を経営する個人事業主です。

移住及び店舗の移転について候補地を検討していました。地場産野菜や水の質といった地域性と、面積の規模感や経営にあたっての利便性から、申請地を利用して店舗兼住宅敷地としろ申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年6月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金と融資にて対応することで関係書類等を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、関係各課の指示のうち、排水設備について、土地利用計画の変更指示が出ており、未確認事項となります。従いまして、土地利用計画において関係各課の指示事項に適合していないものと判断でき、許可後の実効性の確認がされていない状況です。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

今回は、申請者および代理人からは許可申請の取り下げ意向が示されておらず、今案件は農業委員会総会にて審議すべきものとなります。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた柏崎光一推進委員、何かございますか。

推5番

状況については山下敏郎委員の説明のとおりです。

以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

事務局からの補足説明のとおり、関係各課より変更指示が出されており、本日の時点で整理されておらず、許可後の実効性の確認ができないとのことです。変更指示事項の整理以外では特段大きな問題はないようですが、不許可ということではなく、変更指示事項の整理がついた後、改めて審議するということで、継続審議とすることでいかがでしょうか。

事務局長

補足説明させていただきます。

譲受人は、実際に狭山市で店舗を構えており、計画の実効性は十分にあります。

しかしながら、今回の申請目的に飲食店が含まれており、排水設備については、計画の実行に大変重要な事項となります。したがいまして、農業委員会としては、変更指示事項の解決後にご審議いただくことが望ましいと思います。そのため、会長の発言内容でご検討いただければと思います。

議長

継続審議ということでいかがでしょうか。

【異議なし】

議長

それでは、変更指示の調整がつき、事業計画を確定した後に、再度審議ということにしたいと思います。

他にご意見、ご質問等はございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、継続審議するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については継続審議するものとします。事務局は総会終了後、速やかに継続審議の旨、代理人を通じて通知し、変更

指示事項の調整後に事業計画が確定した段階で総会審議案件としてください。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

農地法第5条の整理番号5-2について、6月23日、柏崎光一委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字原市場字山崎地内で、畠1筆494.69m<sup>2</sup>です。

現状は、保全管理されています。

また、申請地は畠が隣接していますが、同一所有者の畠であり、それ以外の場所は住宅になっています。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。

現地調査の報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都練馬区の持家で生活をしています。

以前より、希望する景観の中で、自然環境や生活環境の良い場所への移住を希望しておりました。

また、申請者の夫は打楽器奏者であり、打楽器の練習および打楽器製作が可能となる防音設備が整備された音楽室を設置できることも選定条件としていました。

今回、申請地の景観を気に入り、新居の各種条件とも合致しているため、住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金と持家売却資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。西側に桑畠がありますが、特段影響がないと思われます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

#### 【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番	<p>整理番号5－3について、6月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は飯能市大字下畑字渡戸真土地内で、畠1筆266m<sup>2</sup>です。</p> <p>農地の状況は、耕うん管理されています。</p> <p>申請地の北側と西側は農地となっておりますが、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字下畑で製造業を生業とする方です。</p> <p>現在、申請者が利用している駐車場が、今回の申請地に隣接してありますが、従業員用スペースおよび施設利用者用スペースともに不足している状態にあります。譲渡人所有のゴルフ場用駐車場を従業員用駐車場として一時的に利用していますが、返却を予定しています。こうした課題を解消すべく、申請地を利用して駐車場を拡張したく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和元年6月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p>

	8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	<p>同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<b>【全員挙手】</b>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、議案第3号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。</p> <p>飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50アール、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5アール、農地法施行規則第17条第1項を適用し、その他の区域を30アールで設定しております。</p> <p>この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて柔軟に対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。</p> <p>令和元年5月総会その他で事前に説明させていただいたところです。それでは、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第4号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 1番の方は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、同年4月から飯能市に新規就農した方です。 経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー他の露地野菜でございます。 販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。 続いて、第2番の方についてですが、大河原工業団地内に工場を構える企業で、既に大字上畠にて農業経営を行っております。 建設資材のリース業を行っているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法を行っております。 なお、今回の利用権設定については、第1番、第2番とともに新規の農地となります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

	以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、承認することに賛成の方は、举手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号 農地法4条の規定による農地転用届出について、報告第2号 農地法第4条の規定による農業用施設の届出について、報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただきます。
	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和元年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。



# 令和元年 7 月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 4番 平井純子委員 5番 利根川哲委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)について</li> <li>・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて</li> <li>・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】令和元年度利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況調査の調査員、事務員の紹介とスケジュールについて説明を行った。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 10 分)</li> </ul>

議長

それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。

【委員1名 退席】

議長

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

整理番号3-1について、7月21日に都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字平松字丸山地内にございます。

農地の状況は、保全管理されている状況がありました。

譲受人は教員でしたが、父親の仕事を継ぎたいとの思いから、教員を退職し現在に至ります。

今回、譲受人は農業経営拡大のため、申請地を譲り受けるとのことです。

また、譲受人から作付計画が提出されていますが、申請地を適正に耕作されると考えられます。なお、計画はブドウとなっております。

また、譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も常時耕作されると考えております。

通作は徒歩2分程度です。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。譲受人は、大字平松にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、ブドウおよび梨、キウイフルーツほか栗、梅を中心栽培しております。

申請人の所有地はございませんが、農地法第2条第2項の規定により当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内として同一世帯の父親が該当するため、父親の所有している農地も經營農地とみなします。父親が所有する農地 18, 660 m<sup>2</sup>及び借入地 1, 403 m<sup>2</sup>を含めた經營面積 20, 063 m<sup>2</sup>については全て適正に管理されております。

また、通作に関しても、徒歩2分程度ですので、通作にも適しています。こうしたところから、申請農地を譲り受けたため申請するものです。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り乗車機械1台、スピードスプレーヤー1台、バックホー1台、運搬機1台、軽トラック1台を所有し、その他必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地及び借入地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました都築敏夫推進委員、何かございますか。
推6番	申請地の隣は、申請人が果樹園として耕作をしています。また、その近くも申請人の家族が経営している農地があり、今回の申請地も同様に農業に供されると考えています。
議長	同行して調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	状況については綿貫幸進委員、都築敏夫推進委員の説明のとおりですが、申請地の隣でブドウが栽培されています。今回、申請人は営農拡大を目的に申請されるということですので、特段問題ないと思われます。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号農地法第3条の整理番号3－1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名に入室していただきます。
	【委員1名 入室】
議長	続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	整理番号5－1について、7月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は飯能市大字下畑字宮倉地内にございます。 農地の現況ですが、梅の木が3本植えられていました。 申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。 周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在鶴ヶ島市のアパートにて妻と一人の子供で生活をしております。</p> <p>以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p> <p>飯能住まい制度としては13件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。</p> <p>申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認しております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	整理番号5－2について、7月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は飯能市大字下畑字渡戸原地内にございます。 農地の状況は、保全管理されています。 申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。 周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在東京都西東京市のアパートにて妻と二人の子供で生活しております。 以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたとのこ

とです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては14件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書

を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-3について、7月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字下畑字渡戸原地内で、整理番号5-2と隣接しております。

農地の状況は、柿が8本、お茶が3株植えられていました。

申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在狭山市のアパートにて妻と二人の子供で生活をしております。

以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては15件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりま

せん。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

4番

飯能住まい制度の認定数の割合として多いのは、家庭菜園型でしょうか。

事務局

そうです。

議長

他に何かございますでしょうか。

### 【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

### 【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

整理番号5－4について、7月22日に吉田彰宏推進委員と現地調査し

ましたので、その状況を報告します。

申請地は飯能市大字原市場字中坂地内にございます。

申請地である農地2筆の耕作状況ですが、草が短く刈られているなど、適正に管理されていました。今回は、宅地となっている1筆とあわせて転用し、一体利用することで、家を建てるようです。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上です。

議長

事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、現在川越市の借家にて妻と一人の子供で生活をしております。

以前から自然に恵まれ、生活環境の良い場所へ移住することを希望しており、加えて、通勤圏内で子育てを行っていくうえで両親の居住地にも近いという条件で候補地を探していました。

条件に適合する土地が見つからない中で、妻の父親が所有している宅地と農地の一部を利用する事で希望していた条件がすべて揃うことから、住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、譲渡人所有の大字原市場字中坂地内にある宅地と一体で住宅敷地の一部として利用する事を土地利用計画図等で確認し、特段問題ないと考えています。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番 申請地は借受人の親の所有地ということです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 説明いたします。

1番の方は、福島県の水田農家出身です。平成30年6月に農業法人を立ち上げました。

また、1番の方は、東日本大震災による津波で水田のすべてを飲み込まれ、入間市へ避難されて来られました。その後、飯能市での就農を検討され、昨年、農地中間管理機構を通じて、利用権設定を受けられました。

経営作物としては、長ネギを中心とした露地野菜です。

販路としては、うどん等を製造している製麺会社となり、基本的にはそこ

で全てを買い取ってもらう予定となっており、初出荷は1、2か月後と聞いております。

なお、今回の利用権設定の農地は、新規のものとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただきます。

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて事務局より説明願います。

事務局

報告第1号農地法 第5条の規定による許可申請の取下げについて説明いたします。

土地の所在等につきましては、報告第1号の記載のとおりです。本件は、令和元年7月16日付けで取下げ願いが出ております。取下げ理由ですが、令和元年6月総会で保留事由となっていた施設の排水に関する土地利用計画の変更をするため、許可申請を取下げするものです。

説明は以上です。

議長

報告について質問等あればお願いいいたします。

	<p>【なしの声あり】</p>
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和元年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。

# 令和元年8月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 9名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 6番 中里元委員 7番 綿貫幸進委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第2号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>・報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】エコツアーにおける農林産物活用の事例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平井純子委員より情報提供として、エコツアーにおける農林産物活用の事例報告が行われた。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2時 50分)</li> </ul>

議長	それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。始めに、整理番号5-1について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	整理番号5-1について、8月23日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字下赤工字尾長地内にある畠一筆467m <sup>2</sup> です。 農地の状況は、保全管理されています。 農地の周囲は住宅に囲まれており、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。 以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。 申請人は、妻と娘2人の4人で飯能市内の借家で生活をしております。 以前から自然環境や生活環境が良く、通勤圏内という条件が成立する新居へ移り住むことを希望していました。 いろいろ探した結果、今回の申請地の景観が気に入り、考えていた新居の条件とも合致しているため、住宅敷地としたく申請をされたものです。 申請年月日は、令和元年8月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購

入費等に対し、金融機関からの融資と親族からの融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一推進委員、何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

#### 【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して、県に進達いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番 農地法第5条の整理番号5-2について、8月23日、石田常夫推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字永田字平地内で畠1筆186m<sup>2</sup>です。  
農地の現況は、保全管理されています。当申請はコンビニエンスストアの移転に際し、移転先として申請地を利用したく申請されたものです。  
周辺地域における農地への影響ですが、特段無いと思われます。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

補足説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は、コンビニエンスストアの小売業を営んでおり、大字永田地内の現店舗の移転先を検討していたとのことです。

現店舗は敷地が狭く、駐車場も不足している状態にありました。

農地である申請地を含めた8筆を店舗敷地の移転先とする事で、約2.2倍の敷地面積となり、課題となっていた店舗と駐車場の敷地面積とともに解消する見込みであることから、店舗敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、令和元年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての工事費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請済であり、特段問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、大字永田字平地内ならびに同字西ヶ谷戸地内の7筆との一体利用の計画が示されており、一体利用について特段問題ございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

	補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	中里元委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
2番	申請目的に店舗敷地及びゴミ置場とあります。ゴミ置場とはどういったものでしょうか。
事務局	店舗で出たゴミをストックする場所です。ゴミ置場も申請書に建築物の棟数を記載する必要があるため、申請目的に明記する必要があります。
議長	その他ございますでしょうか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	整理番号5-3について、8月22日現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字上畠字前田地内の田1筆495m <sup>2</sup> です。 農地の現況については、現在作付けされているものはありません。 東側は栗が植えられており、西側は保全管理されていました。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。

現地調査の報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都千代田区に本社を構える建設資材レンタル業を行っている法人です。また平成30年1月より大字上畠地内で施設園芸による農業参入を行っており、経営農地面積は約9.6反になります。

現在は福祉従事者を含めて56名が農業従事しており、年内には40名が追加従事する予定です。そのため、利用している施設利用者の駐車場が不足しており、隣接する申請地を駐車場としたく申請をするものです。

申請年月日は、令和元年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査しましたが、私の方からは特段ございません。 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	申請地の周りが登記地目田のようですが、作付けをしている人はいますか。
議長	陸田畠となっており、長く休耕状態にあり、保全管理のみされています。その他、ございますでしょうか。
【なしの声あり】	
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	【議案書読み上げ】 詳細については、担当から説明いたします。
事務局	第1番の方は、平成25年3月より、飯能市にご夫婦で就農いたしました。 無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。 経営作物としては、いも、大豆、麦等の他、100種類以上におよぶ固定種野菜です。今回利用権設定では、自家用等のササニシキの作付を予定しております。 販売方法としては、個人宅への販売の他、自然食品を取り扱う店舗や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。 米の出荷については、自家消費のほか、同じく個人宅への販売、また、米を加工した玄米麺を作り、宅急便による販売を行うとのことです。

その他にも、野菜の苗の販売や、農業イベントとして、菜花摘み、サツマイモ掘り、大豆の収穫などを行っています。

なお、今回の利用権設定の農地は、新規のものとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【付議案件4「その他」に記載】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和元年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。



# 令和元年9月 飯能市農業委員会総會議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席)</li> </ul> <p>1. 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 9番 大久保博司委員 10番 山下富司委員に決定した。</li> </ul> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>・報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について</li> </ul> <p>4. そ の 他</p> <p>【1】農業振興地域整備計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員及び推進委員が現地調査を行い、審議した結果、前回一致で異議なしとして決定した。</li> </ul> <p>5. 閉 会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2時 20分)</li> </ul>

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p>
議長	<p>それでは、審議を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>農地法第4条の整理番号4-1について、9月22日、石田常夫推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字永田字竹ノ花地内の畠1筆482m<sup>2</sup>です。</p> <p>農地の現況は、保全管理されています。申請地の入口の両側には家が建っています。</p> <p>また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。現地調査の報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、妻と子1人の3人で大字永田地内の実弟が所有する住居で生活をしております。</p> <p>この度、実弟が仕事の都合により永田の家に戻ることになり、申請人が家を出る必要が生じました。</p> <p>自身の勤務状況および生活環境の維持、子どもの学区が変更とならないことを考慮して、土地選定した結果、自己所有地である申請地を住宅敷地としろく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和元年9月3日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、</p>

第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費等に対し、自己資金と金融機関からの融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可申請が既にされておりますが、特段問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、石田常夫推進委員何かございますか。

推1番 中里元委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

#### 【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理 以上をもちまして、令和元年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。



# 令和元年10月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
1. 開 会 2. 議事録署名委員の指名 3. 議 事 (内容は別紙) 4. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 7名出席)</li> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 1番 松本健一委員 2番 山下敏郎委員に決定した。</li> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について            ・議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について            ・議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について            ・議案第 4 号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について            ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について            ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について         </li> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2時 50分)</li> </ul>

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

農地法第3条の整理番号3-1について、10月22日、吉田勝紀委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字下畠字渡戸真土地内にある畠1筆615m<sup>2</sup>で、現況は梅、柿、ユズ、ビワ、ダイコン、サトイモ、ノラボウなどが育てられています。

譲受人は、譲渡人の叔父にあたる方で、農業従事するために申請地を譲り受けるとの事です。

譲受人は農地の所有はないため、認められれば、下限面積の引き下げによる実績になります。

また、譲受人から、申請地にホウレンソウ、大根、ネギ等の露地野菜およびイチジク、ウメ、ビワ等の果樹の作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。

また、通作については申請地が自宅に隣接しています。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、譲渡人の叔父にあたります。現在まで譲渡人である甥の農業を手伝っていましたが、今回申請地を譲り受けることで本人の所有農地として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ホウレンソウ、大根、ネギ等の露地野菜と、梅、イチジクの作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接することになりますので全く問題ございません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年10月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台とその他必要な農機具を所  
有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項  
4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5a  
を申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地  
への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案  
第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、  
何かご意見、ご質問等ございますか。

#### 【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整  
理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号  
3-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区  
担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

整理番号3-2について、10月21日山下富司委員と都築敏夫推進委  
員、柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字株木地内にある畠1筆417m<sup>2</sup>です。現況は作付けさ  
れておりません。

譲受人は、大字双柳で農業経営をしており、農業経営拡大のために申請地  
を譲り受けるとのことです。

譲受人の農地所有面積は25,077.76m<sup>2</sup>です。

また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後  
も耕作されると考えられます。なお、計画は大豆と小麦となっております。

譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得

	<p>後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から車で5分とのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査を行った結果では、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、路地野菜、苗木を中心に作付けしております。</p> <p>所有農地25,077.66m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。</p> <p>また、通作に関してですが、車で5分程度ですので、通作可能と考えます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和元年10月7日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました、山下富司委員何かございますか。
10番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。
議長	別日で調査していただきました、都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。
議長	同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員何かござりますか。
推8番	10月23日に現地調査をしてきました。譲受人の息子も農業に従事しているので、適正に管理され、問題ないと考えられます。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ござりますか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	整理番号3-3について、10月23日、野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字前ヶ貫字ヤワタ地内にある畠一筆 326m <sup>2</sup> で現況は一部作付けされております。 譲受人は、大字前ヶ貫で農業経営をしており、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。 譲受人の農地所有面積は15, 631m <sup>2</sup> です。 また、譲受人から、申請地に作付計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えられます。なお、計画は、ジャガイモとなっております。 譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については自宅から徒歩5分とのことです。 以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字前ヶ貫にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、果樹・露地野菜を中心に作付けしております。

所有農地15,631m<sup>2</sup>は、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩5分ですので、通作可能と考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和元年10月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター3台、コンバイン1台、冷蔵庫3台、耕うん機7台、軽自動車1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者およびその雇用労働者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました野口栄一推進委員は本日欠席でございます。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

### 【なしの声】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

## 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の申請番号1番について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりになっております。 租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、相続税額が猶予されます。 この場合における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。 申請地は相続人の住宅から徒歩で10分ほどの距離にあり、計1,977m <sup>2</sup> の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域内にある農地です。 現地については、露地野菜を作付けおよび耕うん管理されており、良好に管理しております。 以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 本案件について、担当委員及び推進委員にも現地調査をしていただいております。大久保博司委員に調査報告をお願いします。
9番	10月23日、野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報

告します。

申請地は、大字笠縫字新堀地内にある畠3筆1, 977m<sup>2</sup>で、現況は綺麗に耕作されておりました。

相続人は、大字川寺で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、當時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩10分とのことです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

同行して調査していただきました野口栄一推進委員は本日欠席でございます。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号2について審議を行います。事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号2番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりになっております。

租税特別措置法による規定については、申請番号1番と重複しますので説明を割愛します。

申請地は相続人の自宅から徒歩で10分ほどの距離にあり、計3, 252m<sup>2</sup>の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域内にある農地です。

現地については、露地野菜、柿、栗を作付けおよび耕うん管理されており、

良好に管理しております。

なお、大字岩沢字加能理の農地について、一部が土地区画整理事業に供されていますが、国税庁通知70の6-26の規定により同通知70の4-12(2)を準用し、土地区画整理事業による土地区画整理事業のため農業の用に供することができない土地とされ、租税特別措置法第70条の6第1項第1号又は第7項に規定する譲渡等には当たらないものとして取り扱います。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

本案件について、担当委員及び推進委員にも調査をしていただいております。大久保博司委員に調査報告をお願いします。

9番

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号2について、10月23日、野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩沢字加能理及び大字岩沢字上野地内にある畠3筆3,252m<sup>2</sup>で、現況は作付け及び耕うん管理されております。

相続人は、大字岩沢で農業経営をしている方です。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩10分とのことです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することいたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>第1番の方についてですが、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、同年4月から飯能市に新規就農した方です。</p> <p>経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー他露地野菜でございます。販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。</p> <p>続いて、第2番の方についてですが、今年5月の総会時に初めて利用権設定をし、飯能市に新規就農した方です。現在、所沢市在住で有機栽培による野菜のセット販売を行っており、飯能市営の団地へ入居予定ですが、現在、順番待ちの状態であります。</p> <p>経営作物としては、にんじん、大根、きゅうり、ナス等の様々な品種の野菜です。</p> <p>販売方法としては、野菜のセット販売として、少量多品目の定期宅配、定期発送をしております。</p> <p>なお、今回の利用権設定の農地は、全て新規の取り扱いのものとなります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。</p>
推8番	<p>農地を貸す期間については、貸す方の意向ということでよろしいでしょうか。</p>

事務局	そのとおりです。
議長	その他ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第4号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定について、審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	【資料に基づき説明】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 それでは、議案第4号 農地利用状況調査結果について、補足説明いたします。 農地法第30条により農業委員会は、毎年1回、その農地利用状況調査を行わなくてはならないとあって、同第32条第1項1号または2号に該当する場合は遊休農地として判定するものとなっています。 今年度、6月から農地利用状況調査を開始させていただき、9月から10月にかけて農業委員および農地利用最適化推進委員に現地調査による最終判定をいただきました。本議案はその判定結果をご確認いただき、年度末の点検評価、及びその他各種調査報告に提出する遊休農地判定の成果として承認いただくものです。 続きまして、遊休農地判定の基準についてご説明申し上げます。1号遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない再生利用が可能な農地とされています。2号遊休農地とは、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている再生利用が可能な農地とされています。 続いて、判定結果についてご報告します。 1号遊休農地としては全地区283筆、18.2haです。 2号遊休農地としては全地区24筆、0.83haです。 遊休農地合計307筆、19.03haの結果となりました。 平成29年度347筆、19.7haに対して、0.67ha減少の成果となります。なお、管内農地面積については、年度末に確定し、点検評価の際にご報告いたします。

	それでは、農地利用状況調査結果に基づく遊休農地判定について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。特段何かございましたらご報告願います。
7番	精明地区の調査をしましたが、耕作放棄地が増えていると感じています。何か方策は無いかと考えており、新規就農者に貸すことも良いかと考えています。
議長	他にございますでしょうか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、今年度の遊休農地判定について承認の方は挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については遊休農地の判定結果とすることといたします。 続きまして、報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、報告第2号 農地法第2号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、ご質問等あればお願ひいたします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。 閉会を閑谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和元年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。



## 令和元年1月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <p>4. そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 3番 関谷英男委員、4番 平井純子委員に決定した。</li> <li>・議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 3 号 認定農業者の認定について ・議案第 4 号 特定都市農地貸付けの承認について ・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> <li>【1】令和 2 年度飯能市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」について ・「農地等利用最適化推進施策に関する意見」について、事務局案を説明し、いただいた意見を踏まえて、11月中に市長に提出することになった。</li> <li>【2】令和元年度 違反転用対策重点パトロールの実施について ・事務局より違反転用パトロールの実施について周知を行った。</li> </ul>

5. 閉会	<p>【3】農業委員会等の綱紀肅正について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農林水産省から発出された文書を踏まえて、農業委員会等の綱紀肅正についての確認を行った。</li><li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時45分)</li></ul>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



議長	それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	整理番号4-1について、11月20日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字上畠字中堂地内にございます。 農地の現況ですが、梅がございます。 今回、自家用駐車場として使用するために申請したものです。 また、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、コインランドリー設備を販売管理する会社を経営し、兼業で農業を営んでいます。 申請人は、敷地内に駐車スペースを確保しようとしたところ、物置・倉庫・土蔵・合併浄化槽など既存工作物で使用していることから、敷地内にスペースを確保できない状態であったとのことです。 こうした課題を解消すべく、敷地内の手前に位置する申請地を利用して駐車場を設置し、自宅敷地を拡張したく申請されたものです。 申請年月日は、令和元年11月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して、造成費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

私も内野博司推進委員と現地調査をしましたが、特段補足はございません。内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

### 【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

### 【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番	<p>整理番号5－1について、11月20日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字上畠字中堂地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されています。</p> <p>申請地の南側が県道、東側が市道、西側、北側が農地です。なお、農地はいずれも譲渡人が所有しております。</p> <p>日照等の問題は特段ないと考えております。</p> <p>申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。</p> <p>周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足説明いたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在八王子市のアパートにて妻と子供1人で生活をしております。</p> <p>以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p> <p>優良田園住宅制度としては16件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。</p> <p>申請年月日は、令和元年11月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない</p>

ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされています。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局からの補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

#### 【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-2について、11月20日吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下畠字渡戸原地内にございます。

農地の現況は、お茶やシダレモモがございました。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

申請者は飯能住まい制度を活用し、住宅を建築し、東京都小笠原村から移住をするものです。

	周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>補足説明いたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在東京都小笠原村にて妻と子供3人で生活をしております。以前から家庭菜園を営みたく、また、小笠原村へは期間限定の異動のため、帰任するにあたり、新居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p> <p>優良田園住宅制度としては17件目の認定となります。類型は家庭菜園型での利用となります。</p> <p>申請年月日は、令和元年11月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされています。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
ただいまから質疑に入らせていただきます。  
担当委員、推進委員の説明及び事務局からの補足説明のあった議案第2号  
農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、何かご意見、ご質問等ありますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 認定農業者の認定について議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案第3号 認定農業者の認定について説明いたします。

【資料に基づき説明】

詳細につきましては、担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

農業経営改善化計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。

今回の申請者は、自宅敷地の一部できのこ類を生産し、販売されてきましたが、営農拡大しようと都心に近くまた、交通の便の良いこの飯能市で生産施設を建設し、生産拡大を図るもので。

今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。

次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合なものであるかですが、適合するものであると判断されます。

また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。

以上のことから、認定するに値する計画です。

説明は以上です。

議長

続きまして、申請者が事業概要について説明します。

	入室を許可してよろしいでしょうか。
	【異議なしの声あり】
議長	申請者に入室していただくよう願います。
	【申請者 入室】
議長	それでは、事業概要について説明をお願いします。
	【申請者説明】
議長	何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	施設の稼働予定はいつ頃でしょうか。
申請者	令和3年頃に工場を稼働させ、徐々に稼働率を上げていく予定です。
議長	その他ございますでしょうか。
10番	農地については、借地と購入のどちらをお考えでしょうか。
申請者	購入することを考えています。
10番	工場予定地につながる道路はありますでしょうか。
申請者	現場を確認し、道路があることを確認しています。
議長	その他ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、申請者は退室をお願いします。
	【申請者退室】
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

推9番	申請者は法人と個人のどちらの認定になりますか。
事務局	法人での認定となります。
議長	その他ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第4号 特定都市農地貸付けの承認について議題といたします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは、議案第4号 特定都市農地貸付けの承認について説明いたします。 【資料に基づき説明】 説明は以上です。なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 申請者は、平成30年9月1日施行の「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」を活用し、市民農園を開設したいと申請されました。 現在県内では、川口市と草加市の2市でこの制度を活用した市民農園が開設されています。 また、現在農地所有者と開設者である申請者と市との間で協定の締結はされており、貸付規程も準備されております。そのため、今回は農業委員会への申請に至ったところです。
議長	続きまして、事業者が事業概要について説明します。 入室を許可してよろしいでしょうか。
	【異議なしの声あり】
議長	事業者に入室していただくよう願います。
	【事業者 入室】

議長	それでは、事業概要について説明をお願いします。
	<b>【事業者説明】</b>
議長	何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	事業の収益は出ていますでしょうか。
申請者	<p>収益を出すのは難しいですが、事業を通じて、農業に対して興味関心を持っていただく機会としています。さらに学びたいという方には、農業学校のご案内をさせていただいております。</p> <p>今後独立したい方については、流通販売のフォローを行っていきます。</p>
議長	その他ございますでしょうか。
10番	駐車場の確保はされているのでしょうか。
申請者	<p>農地所有者の方から、車が無いとアクセスが難しいというお話もありました。</p> <p>そこで、農地所有者の方から不動産業者を紹介していただき、需要によって検討していくたいと考えております。</p>
議長	他にございますでしょうか。
7番	農園の管理はしっかりとしていただきたいと思います。
申請者	近隣の方に迷惑がかからないように管理したいと考えております。
議長	その他ございますでしょうか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、事業者は退室をお願いします。
	<b>【事業者退室】</b>
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和元年1月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>

# 令和元年12月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10名中 8名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 6番 中里元委員 7番 綿貫幸進委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について</li> <li>・議案第 3 号 非農地判定について</li> <li>・議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消しについて</li> <li>・報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p><b>【1】「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より 11月に開催された全国農業委員会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」について説明し、委員により決議を行った（詳細は「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」のとおり）。</li> </ul> <p><b>【2】令和元年度 違反転用対策重点パトロールの実施について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より違反転用対策重点パトロールの概要について説明し、実施内容を決定した。</li> </ul>

5. 閉 会

・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 0 5 分)

## 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

### 記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月25日  
飯能市農業委員会

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>なお、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1については、報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて、関連する事項がございますので、ご報告させていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>なしの声をいただきました。</p> <p>それでは、始めに報告第1号 農地法第5条による許可の取消しについて、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて説明いたします。</p> <p>土地の所在等につきましては、報告第1号の記載のとおりです。本件は、令和元年1月29日付けで取消願が出ており、12月10日付で許可取り消しとなっております。取消理由ですが、譲受人の名義を変更するため、許可を取消しするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、審議を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>農地法第5条の整理番号5－1について、12月22日、吉田勝紀委員と</p>

ともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下畠字保入地内にある畠2筆494m<sup>2</sup>です。

農地の現況ですが、保全管理されています。申請地の南側は市道、東側は飯能住まい制度を活用した住宅が建てられています。

西側は一部農地となっており、また、北側は道路となっています。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

申請人は飯能住まい制度を活用し、住宅を建設する予定ということです。

事務局からも説明がありましたように、当件については、平成30年に県知事から許可を受けていますが、譲受人が一部変更になったことにより、許可を取消し、再度申請をしています。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は2名の共有名義での申請となり、義娘と義母の関係となります。

義娘は所沢市内に配偶者が所有するマンションにて夫と二人で生活しており、義母はさいたま市の賃貸住宅に一人で生活しています。

義娘は、以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、敷地内で菜園や近隣で体験農業可能で居住できる土地を探していたとのことです。

義母は、同じく敷地内での菜園ができること、そして、老後の介護問題等のため、息子夫婦と同居することを検討していました。

そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

なお、義娘の配偶者が所有するマンションについては専任媒介契約済です。

申請年月日は、令和元年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されない

ということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされています。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

推9番 資金は全額融資を受けるということでよろしいでしょうか。

事務局 全額融資を受けることで確認をしております。

議長 他に何かございますか。

#### 【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。

	<p><b>【議案書読み上げ】</b> 以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の申請番号1番について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。</p> <p>この場合における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。</p> <p>申請地は相続人の住宅から車で10分ほどの距離にあり、計1,020m<sup>2</sup>の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域内にある農地です。</p> <p>現状については、作付けはされておりませんでしたが、耕うん管理されており、良好に管理しております。</p> <p>なお、申請人に作付計画を確認したところ、来春からナス、キュウリ、トマト、ニンジンなどの露地野菜の作付けの準備をしているとのこと。</p> <p>以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。</p> <p>大久保博司委員に調査報告をお願いします。</p>
9番	<p>相続税の納税猶予に関する適格者証明について、12月20日、野口栄一推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字矢凧字奥平及び征矢町にある畠3筆1,020m<sup>2</sup>で、現況は作付けはされておりませんが、耕うん管理されています。</p> <p>相続人は、大字双柳で農業経営をしている方です。</p> <p>相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から車で10分のことです。</p>

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納稅猶予に関する適格者証明書の交付については、適當であると考えます。  
現地調査の報告を終わります。

議長 同行して調査していただきました野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番 大久保博司委員の説明のとおりですが、現在冬の時期のため、作付けはありませんでしたが、申請人は今後も農作業に従事されると考えられます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局からの補足説明のあった議案第2号 相続税の納稅猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第3号 非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 それでは議案第3号 非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

説明は以上です。なお、詳細については、担当からご説明いたします。

事務局 それでは、議案第3号 非農地判定について、補足説明いたします。

今回の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区および名栗地区において、要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は13筆、4,892m<sup>2</sup>です。本日、この意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)が、資料3のとおりとなっており、13筆、4,892m<sup>2</sup>が、非農地判定となる農地となります。

続いて、今回の判定方法をご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の（4）のアであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要さなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。

以上のア・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。

今回、意向確認書が提出された農地13筆、4,892m<sup>2</sup>については、資料3のとおり、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。お一人ずつ、ご報告いただきたいと思います。

まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第3号 非農地判定について、12月19日現地調査しましたので、その状況を報告します。

現況は非農地とすることで、特段の問題はございません。

説明は以上です。

議長

続いて名栗地区担当委員の平井純子委員は欠席ですので、代わりまして吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推9番

議案第3号 非農地判定について、12月20日現地調査しましたので、その状況を報告します。

現況は非農地とすることで、特段の問題はございません。

説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました、柏崎光一推進委員、何かございますか。

推5番

山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については非農地とすることとしたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

**【議案書読み上げ】**

以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

まず、第1番の方は、無農薬固定種野菜を中心に作付けしており、市内の施設で販売を行っているほか、個人宅配等の販売を実施しております。

つづきまして第2番の方は、市内のバーベキュー場の運営事業者です。市民農園の運営や、指定管理施設の受託等を行っています。

この度、バーベキュー場の利用者が収穫体験して食事する事業展開のために、申請地を利用したく申請したことです。

なお、今回の利用権設定の農地は、全て更新となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

**【なしの声あり】**

議長

なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

議長	続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による届出について、報告第3号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和元年12月飯能市農業委員会総会を閉会します。

# 令和2年1月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 議事録署名委員の指名</p> <p>3. 議 事 (内容は別紙)</p> <p>4. そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出欠席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 8 名出席)</li> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 5 番利根川哲委員、9 番大久保博司委員に決定した。</li> <li>・議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について ・議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について ・議案第 3 号 認定農業者の認定について ・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について ・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul> <p>【1】令和 2 年度農業委員会総会の日程（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より令和 2 年度の総会の日程（案）について報告を行い、委員で確認したのち、2 月総会で決定することとした。</li> </ul> <p>【2】農地利用最適化推進 1・1・1 運動に係る活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より活動事例の説明を行い、3 月総会で実績報告を行うこととした。</li> </ul>

5. 閉 会

【3】令和元年度 違反転用対策重点パトロールの実施について

- ・事務局より説明を行い、令和2年1月28日（火）から令和2年2月7日（金）までの11日間を重点パトロール期間とし、違反等が発見された場合は事務局へ連絡することで、決定した。

【4】農地利用最適化推進に関する懇話会について

- ・事務局から日程等について説明を行った。

【5】都市計画審議会委員の推薦について

- ・事務局で説明を行い、吉田勝紀会長を都市計画審議会委員に推薦することとなった。

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時55分)



議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、1月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩沢字河原地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>北側に道路、その他の周囲は既存の資材置場に囲まれており、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字双柳地内で建設業を営む法人です。</p> <p>申請地に隣接する資材置場の雨水対策を強化するため、申請地を資材置場および調整池として敷地拡張したく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年1月6日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番 状況については大久保博司委員の説明のとおりです。  
以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番 この場所の前面道路は児童の通学路になっていると思いますが、安全面に問題はありませんか。。

事務局 既存の資材置場の拡張ですので、問題ないと考えられますが、安全対策については改めて指導したいと思います。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、1月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畠字宮倉地内にございます。

農地の現況ですが、果樹が適正に管理されております。

北側に宅地、東側に道路、西側および南側に農地がありますが、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人の二人は娘と実母の関係にあります。

娘は、夫が所有する狭山市内の分譲マンションにて、夫と一人の子供の三人で生活しております。実母は狭山市内の賃貸住宅に一人で生活しております。

娘は以前から家庭菜園を営むことを希望しており、実母と同居することを予定していたことから家も手狭になるため、転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

なお、娘の夫が所有するマンションについては専任媒介契約済みです。  
飯能住まい制度としては18件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年1月6日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、1月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畠字宮倉地内にございます。

農地の現況ですが、果樹が適正に管理されております。

東側に道路、その他の周囲を農地に囲まれておりますが、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在青梅市の賃貸住宅にて妻と一人の子供で生活をしております。

以前から家庭菜園を営みたく、職場の青梅市から通勤圏内にある土地を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては19件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年1月6日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局	<p>それでは、議案第2号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後の効力が生じます。</p> <p>整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。経営作物は、無農薬固定種野菜を中心に作付けしております。販路としては、複数の市内施設に卸しており、個人宅への販売もしています。</p> <p>整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。経営作物は主に長ネギを作付けしております。販路としては、狭山市の製麺業者に全て買取りしていただいております。</p> <p>整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。経営作物は、主にしそ、きゅうり、茄子、エダマメ、そば、小麦等を作付けしております。販路としては、飲食店へ卸しています。</p> <p>整理番号4番の方は、利用権の設定の更新になります。経営作物は、主にニンジン、サツマイモ等の露地野菜になります。販路としては、各種商品小売業者へ卸しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
2番	整理番号2の方は、当初の計画である販路先に出荷をはじめていますか。
事務局	出荷をはじめています。
2番	経営作物は長ネギのみですか。
事務局	主に長ネギを作付けしております。
議長	その他、何かございますか。

**【なしの声あり】**

議長 なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第3号認定農業者の認定について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号認定農業者の認定について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 説明いたします。

農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項により、農業委員会の意見を聴くことが求められておりますので、提案するものです。

今回の申請者は、経営人数3人で、主に経営作物として露地野菜を栽培しております。

会計ソフトの導入により経営経理の合理化や、大型ハウスの設置等の生産方式の改善を目指しており、自らの農業経営を見直すことで、5年後の経営改善目標を計画され認定農業者の申請をされたものです。

今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。

次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合するものであるかですが、適合するものであると判断されます。

また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。

以上のことから、認定することで特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

推2番 コンニャクが野菜に含まれているが、別立てで整備すべきかと思う。

事務局	確認します。
2番	改善計画の目標が5年間で達成できなかった場合はどうなりますか。
事務局	ペナルティがあるわけではありません。目標に掲げた改善計画を進めていくこと自体が重要となります。
【なしの声あり】	
議長	なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】	
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
【なしの声あり】	
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。
【付議案件4「その他」に記載】	
議長	質問、意見等あればお願いします。
【なしの声あり】	
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上で、令和2年1月総会を閉会いたします。



## 令和2年2月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 10番 山下富司委員、1番 松本健一委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> <p>【2】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明を行い、斡旋を行ってもらうよう依頼をした。</li> </ul> <p>【3】農地最適化推進に関する懇話会結果報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明を行い、委員により活動結果について報告をした。</li> </ul>

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 15 分)



議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、2月22日に柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字芦苅場字小栗地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に耕うん管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作されており、主に茶および柿ならびに大根等の露地野菜を中心に行なっているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では大根、サトイモ、ネギ等を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自宅から車で約20分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字笠縫地内で農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、茶および柿ならびに大根等の露地野菜等の露地野菜を中心に行なっています。</p>

付けしております。

所有地12,223m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、車で約20分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、耕うん機5台、動力噴霧器1台、軽トラック1台、草刈り機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かござりますか。

推8番 山下富司委員の説明のとおりです。譲受人はいるま野農業共同組合にも出荷しており、営農拡大に際しての問題はございません。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2の案件について審議いたします。

	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について、2月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字阿須字中内手地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に耕うん管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作されており、主に水稻および茶ならびに大根等の露地野菜を中心に作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではネギ、ホウレンソウ、キャベツ等の露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩0分とのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字阿須地内で農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、水稻および茶ならびに大根等の露地野菜を中心に作付けしております。</p> <p>所有地6,791m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。</p> <p>また、通作に関してですが、徒歩0分程度ですので、容易にできると考えます。</p> <p>こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、バックホー1台、耕うん機4台、草刈り機3台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p>

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番 状況については大久保博司委員の説明のとおりです。  
以上です。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議を行います。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、2月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字ヨマキ地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、東西および北側は宅地に囲まれており、南側も道路に面しているため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、大字唐竹地内で製造業を営む法人です。

申請人は、従業員用の駐車場敷地が不足しております。事業所に近接した申請地を駐車場敷地として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番	山下敏郎委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－2の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－2について、2月22日に都築敏夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字中居字神鍬地内にございます。 農地の現況ですが、適切に保全管理されております。 周囲の状況ですが、周囲は譲受人所有の事業敷地のため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。 申請人は、大字中居地内で自動車販売業を営む法人です。 申請人は、車両展示場敷地が不足しております。事業所に隣接した申請地を車両展示場として敷地拡張したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関する行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

2番 申請地西側に隣接した水路の排水に問題はありませんか。

事務局 暗きよの整備による対応と、道路占有許可をとるとのことでの確認をしており、関係各課から特段の指示は出ていませんので、問題はございません。

議長 その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理

番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－3の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－3について、2月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字阿須字中内手地内にございます。

農地の現況ですが、適正に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側及び西側は道路に囲まれており、東側は譲受人が居住する宅地に接しています。そのため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、大字阿須地内で農業経営を行い、併せて農業機械の販売および修理業も営んでいます。

申請人は、申請地に隣接する宅地に居住しており、申請地を進入路敷地および駐車スペースならびに農機具置場として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上

の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関する行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただいた野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番 状況については大久保博司委員の説明のとおりです。  
以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたしま

	す。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後に効力が生じます。 1番の方は、令和2年3月から2年間の期間で実施する農業塾の研修会場としての利用権の更新となります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、1名の委員には、ここでご退席願います。
	【1名の委員 退室】
議長	質疑に入ります。 何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	農業塾の卒塾生は延べ何人くらい出たのでしょうか。
事務局	いるま野農業協同組合管内での延べ卒塾生人数は121名と聞いております。
議長	その他、何かございますか。

	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。 1名の委員に入室していただきます。</p>
	<p>【1名の委員 入室】</p>
議長	<p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【付議案件4 「その他」に記載】</p>
議長	<p>以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>以上で、令和2年2月総会を閉会いたします。</p>



## 令和2年3月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 2番 山下敏郎委員、3番 関谷英男委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>・報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より報告を行い、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について委員で確認したのち、4月総会で 決定することとした。</li> </ul> <p>【2】農地利用最適化推進 1・1・1 運動に係る活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より農地利用最適化推進 1・1・1 運動に係る活動結果について報告を行った。</li> </ul>

【3】任期満了に伴う飯能市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について  
・任期満了に伴う飯能市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果について報告を行な  
った。

【4】コンプライアンス研修について

・事務局より説明を行い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員にコンプライアンス研修を実  
施した。

5. 閉 会

・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後2時45分)



議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による整理番号3-1と議案第2号 農地法第5条の規定による整理番号5-1および議案第1号 農地法第3条の規定による整理番号3-2と議案第2号 農地法第5条の規定による整理番号5-2については、それぞれ関連する事項がございますので、あわせて議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議いたします。

よろしいでしょうか。

### 【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、整理番号3-2について、ご説明いたします。

#### 【議案書読み上げ（整理番号3-1、整理番号3-2）】

説明は以上です。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1、5-2について、ご説明いたします。

#### 【議案書読み上げ（整理番号5-1、5-2）】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1、および議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1および農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、3月21日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畠字中堂地内にございます。

始めに整理番号3－1について、農地の現況ですが、お茶や栗が作付けされております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地についてはございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではホウレンソウ、キャベツ、ニンジンなどの露地野菜、ナシ、ブドウなどの果樹を作付けすることです。

また、通作については自宅予定地の隣接地になるとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

次に整理番号5－1について、農地の現況ですが、お茶、栗、柿が作付けされております。

周囲の状況ですが、申請地の南側が県道下畠軍畠線、東側が山林となっていることから、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、東京都小平市在住の会社員です。申請地隣接地に飯能住まい制度を用いて移住後に、農のある暮らし農地取得型として農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ホウレンソウ、キャベツ、ニンジンなどの露地野菜、ナシ、ブドウなどの果樹の作付計画が提出されています。なお、譲受人は、小平市内の市民農園を借りて野菜作りをしており、また、農家に出向く農園ボランティアに参加しながら、農業を学んでいました。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けたため申請するものです。

申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台、消毒機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都小平市の勤務先の社宅にて妻と二人の子供と生活をしております。

以前から農地を取得して耕作したいと考えており、飯能市のエコツアーや飯能住まい制度の説明会に参加し、飯能市内への転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては20件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されることは

ないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1および議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2、および議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の松本健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

1番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3－2および議案第2号 農地法第5条の許可申請についての整理番号5－2について、3月24日に利根川哲委員、大野次夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字坂石字梨本地内にございます。

始めに整理番号3－2について、農地の現況ですが、保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。  
譲受人の所有地についてはございません。  
譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではトマト、キュウリ、ジャガイモなどの露地野菜を作付けするとのことです。  
また、通作については自宅予定地の隣接地とのことです。  
現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。  
次に整理番号5－2について、農地の現況ですが、同じく保全管理されております。  
周囲の状況ですが、南側が市道、西側は譲受人が取得予定の農地であるため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。  
以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について補足説明いたします。  
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、松本健一委員の説明のとおりです。  
譲受人は、東京都練馬区在住の会社員です。申請地隣接地に移住後に、農業経営を開始したく申請するものでございます。  
譲受人からは、トマト、キュウリ、ジャガイモなどの露地野菜の作付計画が提出されています。なお、譲受人は、両親が借りている市民農園で両親とともに野菜作りをしておりました。  
所有農地はございません。  
また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、まったく問題ないと考えます。  
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。  
申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。  
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。  
2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台を導入予定です。  
3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。  
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。  
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、松本健一委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都練馬区在住の会社員です。

申請人は、申請地に隣接する宅地を購入しておりますが、宅地には公道へつながる通路がない状態であるため、申請地を宅地への進入路敷地として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました利根川哲委員何かございますか。

5番 松本健一委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました大野次夫推進委員何かございますか。

推3番	松本健一委員の説明のとおりです。
議長	それでは質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
2番	整理番号3-2の農地の形ですが、北側が細くなっていますが、元々このような地形になっているのでしょうか。
事務局	ご指摘の通り、元筆の地形がそのようになっております。
議長	その他ございますでしょうか。
	<b>【なしの声】</b>
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成・賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ（5-3）】</b> 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について審議を行います。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－3について、3月23日に都築敏夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦苅場字上ノ原地内にございます。

農地の現況ですが、露地野菜が作付けされております。

周囲の状況ですが、周囲に農地はございません。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市大字芦苅場地内で一般住宅等の外構工事を自営で業務を行っています。

現在申請人が借用している資材置場が返却を求められており、返却した際、資材や車両の置場が不足するため、申請地を新たな資材置場として利用したく申請するものです。

申請年月日は、令和2年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されることは

ないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かござりますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりで、申請地の北側が大型店舗、南側が家屋、そして西側が山林となっていることから、周辺農地への影響はないと考えます。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局 それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

まず、第1番の方についてです。

平成25年3月より就農し、無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。

販売方法は、個人宅への季節のお野菜セットの販売をメインに、自然食品店や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。

続きまして第2番の方です。

化学肥料は一切使わず、緑肥をすき込むなど自然栽培でやられています。小麦を作付けされており、市内の飲食店へ卸しています。

その他固定種野菜で、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン、など20種類程度の野菜です。

続きまして第3番の方です。

茶業に従事されており、茶園を経営されております。茶畠として借り受けております。

続きまして第4番の方です。

令和2年4月から2年間の期間において実施する、明日の農業担い手育成塾の研修圃場としての利用となります。

研修生の方は、ここで農業大学校を卒業され、2年後の新規就農を目指して、入塾されます。

有機農法をベースとした少量多品目での経営を考えられております。

続きまして第5番の方です。

平成30年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、4月から飯能市に新規就農した方です。

経営作物としては、主に露地野菜（ネギ、エダマメ、ブロッコリーほか）です。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。

【1名の委員 退室】

議長

質疑に入れます。

何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。委員1名には入室していただきます。
	<b>【1名の委員 入室】</b>
議長	続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<b>【総会次第別紙の説明（議事録では付議案件4「その他」に記載）】</b>
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上で、令和2年3月総会を閉会いたします。